

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

社会福祉法人みぬま福祉会

令和5年4月1日

【賃金改善を行う賃金項目及び方法】

1. 賃金改善実施期間 令和5年4月～令和6年3月
2. 経験・技能のある障害福祉人材の考え方
10年経験の国指定の有資格者。及び10年以上の経験で指定する研修を受講し、
職員の教育及び教育の補佐を行ってきた職員。
3. 賃金改善を行う給与の種類
手当として支給

(夜勤従事手当)

第21条 夜勤業務に従事した正規職員に以下の手当てを支給する。

- ① 4月1日時点で正規職員在籍が10年を超えている職員が夜勤業務に従事した時は1回4,500円を支給する。
- ② 4月1日時点で正規職員在籍が10年未満の職員が夜勤業務に従事した時は1回3,500円を支給する。

(経験年数手当)

第22条 正規職員在籍した年数に応じて以下の手当てを支給する。

- ① 4月1日時点で正規職員在籍が10年を超え、職員の教育及び教育の補助を行ってきた職員に月額10,000円の手当てを支給する。
- ② 4月1日時点で正規職員在籍が10年未満の職員に月額6,000円を支給する。

※2019年9月5日 理事長指示書(み理指示19-4)より施行

※2020年7月21日改定の給与規定より抜粋

以上